

ひまわり

菊名地区社会福祉協議会

No.35



高齢者支援（菊名 ふれあい交流会）



子ども・高齢者の居場所支援（大豆戸 茶処ま～め～ど）

令和7年度(2025)

港北区社協 賛助会員募集

みなさまからの
賛助会費はこのような
形に生まれ変わります!
“みんなで支えあう
まちづくり”



賛助会費の
ご協力お願
い致します



高齢者支援（新横浜 サロンこもれび）



子育て支援（篠原北 1, 2, 3歳児の会）

番外編レポート
ケアプラザの上手な利用法

「介護申請」後にたいせつなこと

前々号（33号）で、介護申請から認定まで、必ず少なからぬ日数がかかる。そして、認定までの日数を長引かせないために「かかりつけ医」を是非とも確保しておくことを強調しました。

さらに前号（34号）では、認知症になってしまふことを恐れるあまりの「念のため介護申請」が増えている。これが「介護申請」の現場を混乱させる一因となつて、介護が本当に必要な人のため

いることを述べました。気持ちは理解できますが、介護が必要になつたときの「状態」はそのときに

ならないと正確にはわかりません。「念のため……」はぐつとがまんして、介護が本当に必要な人のため

に順番をあけてあげるぐらいの気持ちが必要なようです。

さて、申請がすみ、1か月半ほどで「認定」が完了しました。次のステップとしてどんな手続きが必要になるでしょうか？

まず、介護サービスを受けるためには必ず「自分でアプローチ」しなければなりません。「自己申告」が必須なのです。

ケアマネージャーに連絡しなければなりません。これも地域ケアプラザの包括支援センターでは「要支援」の認定のつてくれます。

ちなみに、ケアプラザの包括支援センターでは「要介護」の認定の場合は直接対応できますが、「要介護」の場合は直接対応することができません。あくまでも、相談

ケアプラザ通信

にのつてもらえるだけです。
日頃、地域ケアプラザと連絡を取り合うことの重要性がおわかりいただけたと思います。

介護申請を急がなければならぬ事態に直面した場合、やはりケアプラザに相談することにメリットがあるようです。

「認定」までの期間を短縮することはできませんが、より適切な申請内容にするとか、時間の無駄に結びつく要素を減らすなどのアドバイスが期待できるからです。

令和六年度 菊名地区社会福祉協議会 活動事業報告

令和六年
五月 ふれあい交流会六月 菊名地区社会福祉協議会
定期総会

八月 広報紙「ひまわり33号」発行

九月 敬老の日 記念品配布

十月 赤い羽根共同募金

十一月 健民祭開催

十二月 年末たすけあい募金・配分

令和七年
一月 広報紙「ひまわり34号」発行

二月 新春のつどい開催

三月 福祉講座 「精神疾患を
身近な問題として考える」四月 各民児協主催の高齢者支援・子
育て支援の事業を開催

五月 各民児協主催で開催

六月 地域福祉保健計画
理事会

TEL (045) 432-4911

